

## 道の駅ひらた移転再整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領

### 1. 目的

この審査要領は、「道の駅ひらた移転再整備基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が道の駅ひらた移転再整備基本設計に対する基本的な考え方を提案するプロポーザルにおいて、委託業者を選定するための審査方法及び審査基準等を示すものである。

### 2. 委託業者の選定方法

- (1) 委託業者の選定は、本要領に基づいて1次審査及び2次審査を行い、審査委員会の審査により契約候補者及び次点者を選定する。
- (2) ①業務遂行能力等及び②見積価格については、本要領に基づき、事務局が採点を行い、審査委員会に提出する。審査委員会は採点結果及び③提案内容を審査し、プレゼンテーション審査の対象者として、評価が高い上位3者～5者程度を選定する。
- (3) 1次審査は、評価項目ごとに各委員が評価を行い、委員全員の合計点により総合評価する。また、2次審査は、④プレゼンテーションの結果を含めて評価する。

### 3. 評価項目及び配点基準

#### (1) 1次審査（150点）

提出された審査書類提出届等を基に次の項目を評価する。

評価項目		評価の着目点		評価点		
		配点基準		小計		
① 業務 遂 行 能 力 等	Ⅰ 設計事務所 の能力	技術者数	技術者数を評価	2	10	
		有資格者数	有資格者数を評価	3		
		主要業務実績	実績の種類、規模、件数等を評価	5		
	Ⅱ 管理技術 者の能力	経験年数	実務経験年数を評価	2	5	
		業務実績	同種又は類似業務の実績	3		
	Ⅲ 主任技術 者の能力	技術者資格	資格評価表により評価	4	10	
		経験年数	実務経験年数を評価	2		
		業務実績	同種及び類似業務の実績	4		
	② 見積価格		見積価格	見積価格を評価	25	25
③ 提案内容		実施方針と設計工程計画の実現性		20	20	
		技術提案	創造性と独自提案を評価		30	80
			建設費とコストの低減を評価		20	
			環境への配慮を評価		10	
			安全と安心の確保を評価		10	
			正確性と提案内容の関連性を評価		10	
視覚的表現の減点		表現の許容範囲の制限に抵触する表現がある場合、程度に応じ		-10		

		て減点		
--	--	-----	--	--

①業務遂行能力等

I 設計事務所の能力【10点】

ア 技術者数【2点】

技術者数の評価は下表による。

技術者数（人）	評価点
20～	2
～19	1

※技術者数は、本業務を契約する営業所に属する技術者数とする。

イ 有資格者数【3点】

有資格者数の評価は下表による。

技術者数（人）	評価点
20～	3
10～19	2
～9	1

※有資格者数は、一級建築士（構造設計一級建築士、設備一級建築士を含む）の有資格者数とする。

ウ 主要業務実績【5点】

同種・類似業務の実績（実績の有無及び件数）について評価を行う。

過去の実績5件を1件当たり配点1点として、実績ごとに評価のウェイトを乗じた合計点数にて評価する。

実績	評価ウェイト
同種業務	1.0
類似業務	0.8
実績なし	0

※平成27年4月以降に、元請けとして新築・改築の設計実績を有していること。

II 管理技術者の能力【5点】

ア 経験年数【2点】

経験年数の評価は下表による。

経験年数（年）	評価点
20～	2
～19	1

※経験年数とは、評価する技術者資格の取得後の年数。評価する技術者資格を有しない場合は0点とする。

イ 業務実績【3点】

実績3件を1件当たり配点1点として、実績が無い場合は0点とする。

なお、携わった立場により評価ウェイトを乗じた合計点数にて評価する。

過去の実績での立場	評価ウェイト
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0
主任技術者又はこれに準ずる立場	0.5
担当技術者の立場	0.2

### Ⅲ 主任技術者の能力【10点】

#### ア 技術者資格【4点】

配置技術者の有する資格については下表による。

分担業務分野	保有資格	評価点
総合（意匠）	一級建築士	1.0
	二級建築士又は木造建築士	0.5
構造	構造設計一級建築士、一級建築士	1.0
	二級建築士又は木造建築士	0.5
電気	設備設計一級建築士、一級建築士 建築設備士、技術士（※1）	1.0
	一、二級電気工事施工管理技士	0.5
機械	設備設計一級建築士、一級建築士 建築設備士、技術士（※2）	1.0
	一、二級管工事施工管理技士	0.5

※1 電気の技術士は、機械部門（動力エネルギー）、電気電子部門（電気）のいずれかとする。

※2 機械の技術士は、機械部門（動力エネルギー、熱工学、流体力学）、衛生工学部門（空気調和、建築環境）のいずれかとする。

#### イ 経験年数【2点】

経験年数の評価は下表による。

経験年数（年）	評価点
20～	2
～19	1

※経験年数とは、評価する技術者資格の取得後の年数。評価する技術者資格を有しない場合は0点とする。

#### ウ 業務実績【4点】

技術者4人を1人当たり配点1点として、実績が無い場合は0点とする。

なお、携わった立場により評価ウェイトを乗じた合計点数にて評価する。

過去の実績での立場	評価ウェイト
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0
主任技術者又はこれに準ずる立場	1.0
担当技術者の立場	0.5

#### ②見積価格【25点】

見積価格の配点については、傾斜配分とし、次に掲げる計算式により求めた評価点とする。

（計算式）

$$\text{評価点} = \boxed{25 \text{点} \times (\text{最小見積額} / \text{それ以外の見積額})}$$

※最小となった見積額は評価ウェイト1.0とする。

※評価点は、小数点以下切捨てる。

### ③提案内容【100点】

提出された、企画提案書及び設計業務工程表を踏まえた評価内容及び配点基準の詳細は以下のとおりとする。

#### ア 実施方針と設計工程計画の実現性、企画提案

評価内容	A	B	C	D	E
実施方針と設計工程計画の実現性 (本業務の理解度、実施方針、業務への取組体制、工程計画について適格性・実現性を評価する。)	20	16	12	8	4
創造性と独自提案 (独創的な提案がなされているか。)	30	25	20	15	10
建設費とランニングコストの低減 (工事費の予定上限額に適合した建設費や材料選定に係るランニングコストの低減が図られているか。)	20	16	12	8	4
環境への配慮 (敷地の利用と環境対策の提案及び工期中の安全への配慮がなされているか。)	10	8	6	4	2
安全と安心の確保 (ユニバーサルデザインに配慮した施設となっているか。)	10	8	6	4	2
正確性と提案内容の関連性 (正確性の確保に向けた取り組みや提案内容の妥当性が図られているか。)	10	8	6	4	2

※評価内容について、A～Eの5段階を評価します。

A：特に優れている    B：優れている    C：普通    D：やや劣る  
E：優れていない

#### イ 視覚的表現の減点

評価内容	視覚的表現の減点				評価 ウェイト
	0.0	-0.2	-0.6	-1.0	
許容範囲の逸脱性・具体性	支障 なし	軽い	重い	極めて 重い	-10

※国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課及び設備・環境課通知（平成30年4月2日付け事務連絡において、「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」に基づくものとする。（別紙のとおり）

(2) 2次審査（180点）

提出された、技術提案書及び設計業務工程表についてのプレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ全てを再審査します。①業務遂行能力から③提案内容については、前記「3（1）1次審査」のとおりとしプレゼンテーション及びヒアリングの審査については以下のとおり。

評価項目	評価の着目点			評価点	
		配点基準		小計	
①業務遂行能力等	Ⅰ 設計事務所の能力	技術者数	技術者数を評価	2	10
		有資格者数	有資格者数を評価	3	
		主要業務実績	実績の種類、規模、件数等を評価	5	
	Ⅱ 管理技術者の能力	経験年数	実務経験年数を評価	2	5
		業務実績	同種又は類似業務の実績	3	
	Ⅲ 主任技術者の能力	技術者資格	資格評価表により評価	4	10
		経験年数	実務経験年数を評価	2	
		業務実績	同種及び類似業務の実績	4	
	②見積価格	見積価格	見積価格を評価	25	25
③提案内容	実施方針と設計工程計画の実現性		20	20	
	技術提案	創造性と独自提案を評価	30	80	
		建設費とコストの低減を評価	20		
		環境への配慮を評価	10		
		安全と安心の確保を評価	10		
		正確性と提案内容の関連性を評価	10		
視覚的表現の減点	表現の許容範囲の制限に抵触する表現がある場合、程度に応じて減点	-10			
④プレゼンテーション及びヒアリング	管理技術者をリーダーとした対応	取組意欲、説得力及び対応力	30	30	

④プレゼンテーション及びヒアリング【30点】

技術提案書、設計業務工程表、プレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、取組意欲、計画の理解度を加味し総合的に評価を行う。

評価内容	A	B	C	D	E
取組意欲、計画の理解度 (積極的な取組意欲、計画の理解度のほか、ヒアリングの内容を踏まえ総合的に審査する。)	30	24	18	12	6

※評価内容について、A～Eの5段階を評価します。

A：特に優れている　　B：優れている　　C：普通　　D：やや劣る  
E：優れていない

※ヒアリングに出席しない場合は、受注意思がないものとみなし、原則として選定しないこととする。

ただし、やむを得ない理由で出席できないと判断される場合は、出席できない旨及びその理由を書面で提出を求めるとし、その理由が妥当であると判断される場合は失格としない。

#### 4 契約候補者又は次点者の評価点の合計が同点であった場合の取扱い

委員による評価の結果、契約候補者又は次点者の評価点の合計が同点であった場合は、前記「2 選定方法」に基づき、委員の協議により契約候補者及び次点者を選定する。